別表1 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額 から	まで	給与所得の金額	
650,999円まで		0円	
円 651,000	円 1,899,999	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額	
1,900,000	3,599,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)	「A×4×70%－80,000円」で求めた金額
3,600,000	6,599,999		「A×4×80%－440,000円」で求めた金額
6,600,000	8,499,999	「収入金額×90%－1,100,000円」で求めた金額	
8,500,000円以上		「収入金額－1,950,000円」で求めた金額	

(注)《計算例》「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得の金額
① 5,812,500円÷4＝1,453,125円
② 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000円……A
③ 1,453,000円×4×0.8－440,000円＝4,209,600円

別表2 公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額(※)
昭和三十六年一月二日以後に生まれた方	〔公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。〕		
	600,001円から 1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
昭和三十六年一月一日以前に生まれた方	〔公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。〕		
	1,100,001円から 3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

(注)《計算例》昭和36年1月1日以前に生まれた方(年齢65歳以上の方)で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合の公的年金等に係る雑所得の金額
3,500,000円×0.75－275,000円＝2,350,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円超2,000万円以下の場合は控除額から－10万円、2,000万円を超える場合は－20万円し計算する。

◉分離課税所得及び退職所得

区分	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ差引(Ⓐ－Ⓑ)	Ⓓ特別控除額	所得金額(Ⓒ－Ⓓ)
短期譲渡	9%適用分(一般)			⑱		㉓
	5%適用分(軽減)			⑲		㉔
長期譲渡	一般			⑳		㉕
	優良住宅地等			㉑		㉖
	居住用財産			㉒		㉗
株式等の譲渡	一般分			㋕		㉘
	上場分			㋖		
先物取引	事業・雑			㋗		㉙
山林所得		Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ特別控除額	㋙青色申告特別控除額	所得金額(Ⓐ－㋙－Ⓒ－Ⓓ) ㉚
退職所得		Ⓐ収入金額	勤続年数 年(年 月間)	障害の別 普通・特別	Ⓑ退職所得控除額	Ⓒ差引(Ⓐ－Ⓑ) 所得金額(Ⓒ×1/2) ㉛
						特例適用条文 措置法 条

分離課税所得がある方の書きかたは、税務課にお尋ねください

◉雑所得(公的年金等以外)の収入金額のある方

種目	所得の生ずる場所	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	所得金額(Ⓐ－Ⓑ)

源泉徴収票が発行されない事業所の場合に月額(総支給額)を記載してください

◉源泉徴収票の添付のない給与所得者の記載欄
日雇及び源泉徴収をしていない事業所などに勤務している方は、下記の表に記入してください。

月	月収	月	月収	月	月収	月	月収	小計
1		4		7		10		
2		5		8		11		賞与等
3		6		9		12		

雇用主又は事業所の所在地
雇用主又は事業所の名称 電話 ( ) 内線
合計収入(表面の給与収入金額⑥)

◉専従者控除

		氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
事業専従者	1			明・大・昭・平 ・ ・ 生	ヶ月	
		個人番号				
	2			明・大・昭・平 ・ ・ 生	ヶ月	
		個人番号				
	3			明・大・昭・平 ・ ・ 生	ヶ月	
		個人番号				

◉別居の扶養親族等に関する事項

	氏名	住所	続柄	区分	16歳未満の扶養親族
1					
	個人番号				
2					
	個人番号				
3					
	個人番号				

◉所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	個人番号
		明・大・昭・平・令 ・ ・ 生	級	

◉寄附金に関する事項

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例指定分	愛知県 円
	住所地の共同募金会、日赤支部分	円		大府市 円

◉給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税納税方法
☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

◉所得がなかった方の記載欄
前年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)又は一部の期間に所得がなかった方でも、後日、所得課税証明書を交付する場合の基礎資料や国民健康保険税の判定資料として必要となりますので、下記の該当欄に所得がなかった理由、生活状況等を記入してください。

1 下記の人から扶養又は援助を受けていた。
住所
氏名 (本人との続柄)
2 学生であった。
学校名 (学部・学科) 学年
3 傷病者や遺族の恩給・年金などを受給していた。(障害者年金・遺族年金・恩給・その他)
(支払者) (受給金額) 円
4 貯金・蓄えで生活をしていた。
5 雇用保険・失業給付を受給していた。
(受給期間 年 月～ 年 月)(受給額) 円
6 病気療養中(入院 ・ 通院)
年 月 から 年 月 まで
7 その他(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)の生活状況

裏面

前年中に課税となる所得がなかった場合は、生活状況を記載してください

申告書記入の手順例

◆ 収入0円の申告
① 表面上部の住所氏名等を記入
② 表面所得金額⑪合計に0と記入
③ 裏面「所得がなかった方の記載欄」に生活状況等を記入

◆ 扶養の追加
① 表面住所氏名等を記入
② 表面配偶者、扶養親族・特定親族、16歳未満の扶養親族の欄に扶養に追加する方の氏名等を記入

※作成した申告書を郵送又は市役所税務課市民税係までご持参ください。この際、本人確認書類及び個人番号確認書類(マイナンバーカード、記載の変更のない個人番号通知カード、個人番号記載の住民票のいずれか)を郵送の場合はコピーの同封、ご持参の場合はご提示をお願いします。

令和8年度分 市民税・県民税 申告書の手引き

この申告書は、あなたの市民税・県民税額を正しく算出する基礎となるものです。また、所得課税(非課税)証明書などの発行にあたっての資料にもなりますので、必ず期限までに提出してください。

SUSTAINABLE HEALTHY CITY

申告書の提出期限 令和8年3月16日(月)

問い合わせ先・申告書提出先 〒474-8701
大府市中央町五丁目70番地
大府市総務部税務課市民税係
TEL (0562)45-6217(直通)

電子申告が可能になりました。詳しくは大府市公式ウェブサイトをご覧ください。
右のQRコードを読み取ることで確認できます。
市役所2階申告受付会場、または税務課市民税係窓口に直接ご持参いただくか郵送での提出もできます。

市民税・県民税の電子申告のご案内

確定申告受付のご案内

※提出する前に、確認をお願いします。
☐ 氏名の記入
☐ 必要な書類の添付
☐ 郵送するときは、封筒に郵便切手を貼ってください。

※申告に必要なもの
・市民税・県民税申告書
・所得の資料(源泉徴収票・収入のわかるもの)
・収支内訳書(営業等所得、農業所得、または不動産所得のある方)
・所得控除の各種証明書原本
・マイナンバーカードもしくはマイナンバーがわかる書類の写し
・本人確認書類の写し(運転免許証、資格確認書等)

市役所2階会議室での確定申告受付期間は**令和8年2月16日(月)～3月16日(月)**です。
お間違えのないよう、お気を付けください。

市県民税の申告が必要かどうか確認できます(フローチャートは目安です)

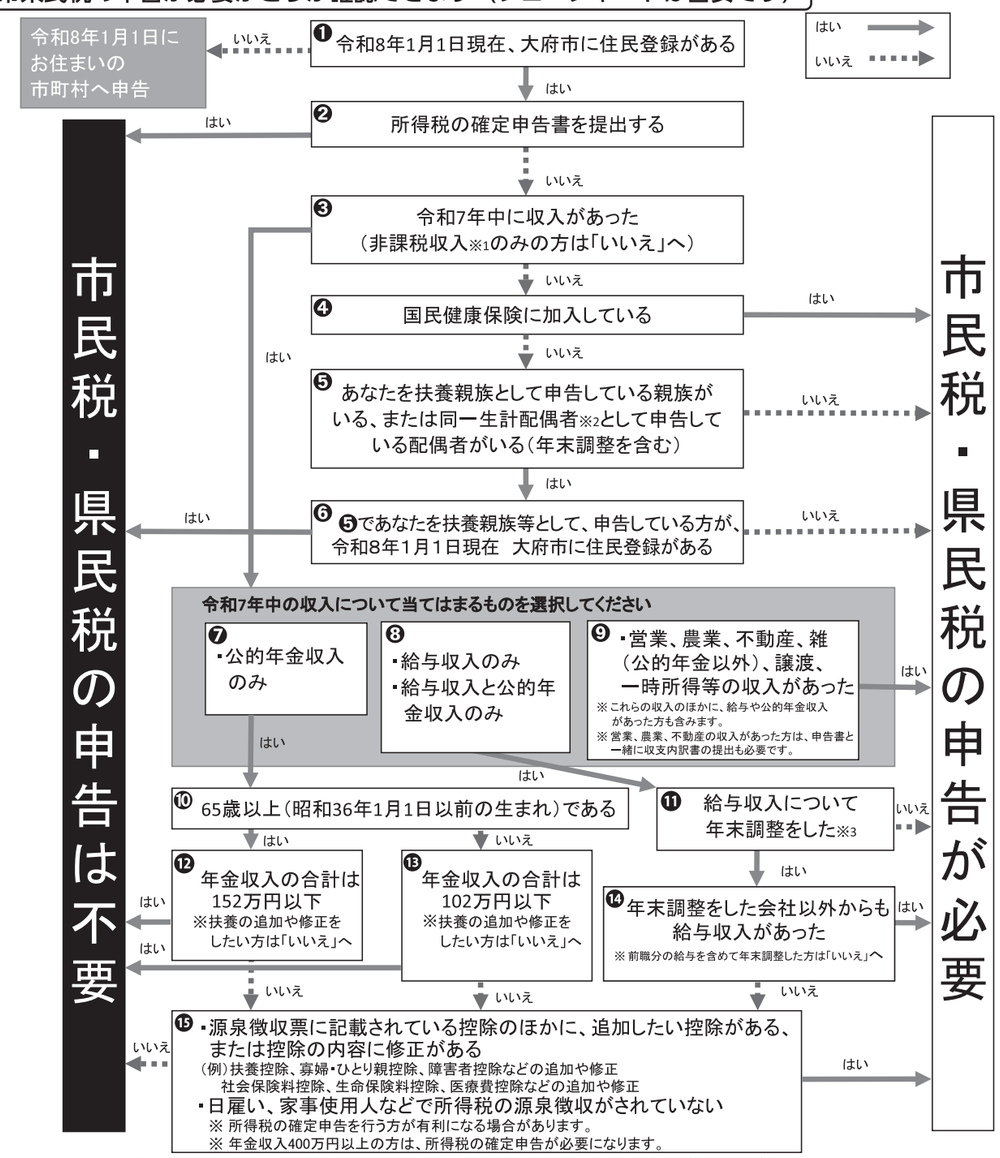

(※1) 非課税収入とは、市民税・県民税の課税されない所得です。傷病年金や遺族年金、雇用保険の失業等給付などがあります。
(※2) 同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が58万円以下の方をいいます。
(※3) 会社等で年末調整をしていても、会社等から大府市に給与支払報告書が提出されていない場合、市民税・県民税の申告が必要になることがあります。
QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

A

所得金額

区分	内容	所得の計算
営業等	製造業、建設業、小売業、サービス業、外交員、大工などの事業から生ずる所得	（収入）－（必要経費）
農業	農産物の生産・果樹などの栽培、家畜の飼育などの事業から生ずる所得	（収入）－（必要経費）
不動産	賃家・賃地・貸アパートなどによる所得	（収入）－（必要経費）
配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金など	（収入）－（元本取得のために要した負債の利子）
給与	給料、賃金、賞与など	（収入）－（給与所得控除額※別表１参照）
雑	公的年金等や恩給など	（収入）－（公的年金等控除額※別表２参照）
	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらないもの	（収入）－（必要経費）
譲渡（総合）	自動車・機械器具・書画等の土地・建物以外の資産の譲渡によるもの 保有期間が５年以内……短期譲渡 保有期間が５年超……長期譲渡	（収入）－（資産の取得費等） －（特別控除最大50万円） ※長期譲渡は上記所得の１／２
一時	懸賞当選金品・生命保険の満期一時返戻金など	{（収入）－（必要経費） －（特別控除最大50万円）}×１／２

B

雑損控除

あなたや、生計を一にする総所得金額等が58万円以下の配偶者やその他の親族が災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合
次のいずれか多い方の金額
①（損失の金額－補てん金額）－（総所得金額等の10％）
②（災害関連支出の金額）－５万円

医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合
（支払った医療費－補てん金額）－（10万円か総所得金額等の合計額の５％のいずれか低い金額）
※最高200万円
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合
（支払った特定の医薬品の購入費－補てん金額）－12,000円
※最高88,000円

小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法に規定された契約に基づく掛金などを支払った場合、その支払額

社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったりあなたの給与から差し引かれている場合、その支払額
（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料など）
※生計を一にする配偶者やその他の親族が受け取る年金から天引きされている介護保険料等の社会保険料は、あなたの控除の対象になりません。

地震保険料控除

あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合、以下の表から算出した金額
（最高25,000円、旧長期損害保険料部分については最高10,000円）

	支払保険料	控除額
地震保険料	～50,000円	支払保険料×1/2
	50,001円～	25,000円
長期損害保険料	～5,000円	全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2＋2,500円
	15,001円～	10,000円

記載例

令和８年度分 市民税・県民税申告書
（R7.1.1～R7.12.31の所得分）

台帳番号
納税者番号

大府市長 殿
年 月 日提出

住所	現住所	〒474-8701 大府市中央町5-70
	令和７年1月1日現在の住所	同上
フリガナ		オオブ タロウ
氏名		大府 太郎
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

職業又は屋号
電話番号 47-2111
生年月日（○をご記入ください） 明治 大正 (昭和) 平成 令和 45年2月2日
世帯主の氏名 大府 太郎 続柄 本人

受付印

申告期限は三月十六日(月)です。

A

区分	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ専従者控除額	所得金額（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
① 営業等				
② 農業				
③ 不動産	500,000	350,000		150000
④ 利子				
⑤ 配当				
⑥ 給与	3000000	給与所得控除		
⑦ 専従者給与(内訳)		給与所得控除		
⑧ 公的年金等(内訳)		公的年金等控除		
⑦ 給与				2020000
⑧ 年金				
⑨ 業務・その他				
⑩ 総合譲渡・一時	㋐(短)＋㋑(長)＋㋒(一時)＝			㋐(短)＋㋑(長)＋㋒(一時)×1/2
⑪ 合計	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩			2170000

B

⑫ 雑損	Ⓐ損害金額	Ⓑ補填金額	Ⓒ所得金額の合計額の10％
⑬ 医療費	ⓐ	Ⓐ支払金額	⑬補填金額
	ⓑ(セルフメディケーション税制)	左支払った特定一般用医薬品等購入費	⑬補填金額
			Ⓒ1万2千円
⑭ 社保	Ⓐ(国保・後期高齢)	Ⓑ(国民年金)	Ⓒ社会保険(・介護) 200,000
⑮ 小規模	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)と心身障害者扶養共済掛金の合計額		
⑯ 生命保険料控除	一般分(新) 100,000	個人年金分(新)	介護医療分 50,000
	一般分(旧)	個人年金分(旧)	
⑰ 地震保険料控除	地震保険料合計額	地震保険料支払額	長期損害保険料支払額(旧)

C

障害者	本人	氏名 / 個人番号 / 氏名 / 個人番号
	同一生計配偶者	氏名 大府 春子 明・大・昭・平 45・3・3 生 / 個人番号 2222222222222
	配偶者特別	33万円
ひとり親・寡婦		万円
勤労学生		万円
扶養親族・特定親族	1	氏名 大府 夏子 続柄 子 明・大・昭・(平) 7・8・8 生 / 個人番号 3333333333333 / 形態 (別)・別居 特親 33万円
	2	氏名 / 個人番号 / 明・大・昭・平 ・ ・ 生 / 形態 同居・別居 特親 万円
	3	氏名 / 個人番号 / 明・大・昭・平 ・ ・ 生 / 形態 同居・別居 特親 万円
	4	氏名 / 個人番号 / 明・大・昭・平 ・ ・ 生 / 形態 同居・別居 特親 万円
基礎控除		43万円
合計		1,344,500円

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

1	氏名	大府 秋子 続柄 子
	生年月日	(令)25・11・20生 形態 (別)・別居
	個人番号	5555555555555
2	氏名	続柄
	生年月日	平・令 ・ ・ 生 形態 同居・別居
	個人番号	
3	氏名	続柄
	生年月日	平・令 ・ ・ 生 形態 同居・別居
	個人番号	
4	氏名	続柄
	生年月日	平・令 ・ ・ 生 形態 同居・別居
	個人番号	

次年度申告書の要否 要・否 備考欄

※別居の扶養親族等がいる場合には、裏面の別居の扶養親族等に関する事項に記入してください。

※扶養親族・特定親族の控除額は「申告書の手引き」を必ず参照して記入してください。

ご記入の際は「申告書の手引き」の記載例等を参考にしてください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

表面

生命保険料控除

あなたが支払った新（旧）一般生命保険料、新（旧）個人年金保険料、介護医療保険料がある場合、以下の表から算出した金額
（保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています）※最高70,000円

	支払保険料	控除額
旧制度	～15,000円	全額
	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2＋ 7,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4＋17,500円
	70,001円～	35,000円
新制度	～12,000円	全額
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2＋ 6,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4＋14,000円
	56,001円～	28,000円

C

障害者控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族が障害者である場合、以下の金額

区分	控除額
障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

特別障害者…身体障害者手帳１,２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳にＡと記載がある人、いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方

ひとり親控除・寡婦控除

	要件	控除額
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等58万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が500万円以下）の場合	30万円
寡婦控除	上記以外の寡婦（夫と死別し再婚していない方、夫の生死が明らかでない方、夫と離別し再婚していない方で子以外の扶養親族がいる方）で前年の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円

※事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいる場合を除く。

勤労学生控除

要件	控除額
学校教育法に規定する学生・生徒などで、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ、合計所得金額が85万円以下で勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円

配偶者控除・配偶者特別控除

○配偶者控除
あなたと生計を一にする配偶者で、次のいずれにも該当する場合
①合計所得金額が58万円以下
②他の者の扶養親族、事業専従者に該当しない
老人控除対象配偶者…昭和31年１月１日以前に生まれた人
一般の控除対象配偶者…それ以外

○配偶者特別控除
あなたと生計を一にする配偶者で、次のいずれにも該当する場合
①合計所得金額58万円超133万円以下
②事業専従者に該当しない

※納税者本人の合計所得が1,000万円以上の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はできません。

		納税者本人の所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者所得	控除額		
	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※納税者本人の合計所得が1,000万円以上で、配偶者の合計所得が58万円以下の場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」のチェックボックスに☑をしてください。

扶養控除・特定親族特別控除

○扶養控除
あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、合計所得金額が58万円以下かつ事業専従者に該当しない場合、年齢によって以下の表の金額
- 一般の扶養親族
  昭和31年1月2日～平成15年1月1日及び平成19年1月2日～平成22年1月1日までに生まれた方
  （23歳以上70歳未満及び16歳以上19歳未満）
- 特定扶養親族
  平成15年1月2日～平成19年1月1日までに生まれた方（19歳以上23歳未満）
- 老人扶養親族　昭和31年1月1日以前に生まれた方（70歳以上）
- 同居老親等
  老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居を常としている方

○特定親族特別控除
あなたと生計を一にする特定親族（年齢19歳以上23歳未満の親族）で、合計所得金額が58万円超123万以下かつ事業専従者に該当しない場合、所得金額によって以下の表の金額
※16歳未満の扶養家族は控除対象外です。
※特定親族が合計所得58万円超123万円以下に該当する場合、「特親」欄に「○」を記入してください。
※「控除額」欄に表を参照して必ず金額を記入してください。

扶養控除				特定親族特別控除							
一般	老人	特定	同居老親等	所得金額	58万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
33万円	38万円	45万円	45万円	控除額	45万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

基礎控除

納税者本人の所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円